

健康と信頼をお届けする



日清製粉グループ



© 2010 Studio Ghibli

第173回

定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

平成29年6月28日(水曜日)
午前10時(受付開始予定：午前8時30分)

■ 開催場所

東京都品川区北品川4丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役15名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

株式会社 日清製粉グループ本社

証券コード：2002

(証券コード 2002)
平成29年6月6日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町一丁目 25 番地
株式会社日清製粉グループ本社
取締役社長 見 目 信 樹

第173回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第173回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら平成29年6月27日(火曜日)午後7時までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

〔書面(郵送)による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するよう折返しご送付下さい。

〔電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使〕

同封の「インターネット等による議決権行使について」をご参照いただき、上記の行使期限までに議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)より議案に対する賛否をご投票下さい。

敬 具

記

| | | | |
|----------|----------|----------|---|
| 1 | 日 | 時 | 平成29年6月28日(水曜日)午前10時 |
| 2 | 場 | 所 | 東京都品川区北品川4丁目7番36号 東京マリオットホテル 地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム |

末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

3 目的事項

報告事項

1. 第173期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第173期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役15名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |
| 第6号議案 | 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件 |

4 議決権行使に関する決定事項

議決権の重複行使のお取扱いについて

- (1) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等と議決権行使書の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等により行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5 その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nisshin.com/ir/stock/meeting>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主の方1名とさせていただきます。
- ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nisshin.com/ir/stock/meeting>)に掲載させていただきます。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当社グループを取り巻く環境及び当社グループの業績

当期につきましては、国内では景気の緩やかな回復基調が続ぎ、企業の景況感は改善しているものの、消費者の節約志向の継続等により消費は力強さに欠けました。一方、世界経済は米国大統領選挙の結果及びその後の政策運営や英国のEU離脱への動き等の情勢変化もみられ、不透明感を増しました。

このような中、当社グループは、2020年度を最終年度とする新経営計画「NNI-120 II」に基づき、コア事業の収益基盤の再構築に注力すると同時に、買収事業を含めた自立的成長と新規戦略投資等の実行により、着実な利益成長を目指すとともに、株主還元の一層の積極化に取り組んでおります。

各事業におきましては、市場の活性化に向け積極的な新製品の上市・拡販に取り組むとともに、製粉事業では臨海大型工場への生産集約、加工食品事業ではグローバルな最適生産体制の構築等、引き続き国内外におけるコスト競争力の確保及び事業基盤の強化に努めました。また、スポーツ協賛等を通じたブランド価値向上の取組みや積極的な広告宣伝活動を展開しました。昨年9月には、事業ポートフォリオの最適化を目的として、連結子会社である大山ハム株式会社の株式を譲渡しました。

当期の業績につきましては、売上高は、昨年1月に取得した中食・惣菜事業の子会社の連結効果はあったものの、原料小麦価格の低下に伴う製品価格の低下及び円高に伴う海外事業の為替換算の影響により、5,320億40百万円(前期比95.6%)となりました。利益面では、コストダウン

をはじめとした収益向上施策や新規子会社の連結効果により、営業利益は255億11百万円(前期比107.3%)、経常利益は303億29百万円(前期比107.9%)、親会社株主に帰属する当期純利益は194億66百万円(前期比110.8%)と増益となりました。経常利益と親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高となりました。

当期の配当につきましては、連結ベースでの配当性向を40%以上とする新経営計画の基本方針のもと、当初の予想どおり、前期より2円増額の1株当たり年間26円を予定しております。

②当社グループの営業概況

当社グループは、国内においてはすべての領域にわたり、販売促進活動の強化、生産性向上に努めるとともに、引き続きコスト削減や調達コストに見合った適正な利益の確保に取り組みました。また、海外においても、事業基盤拡大のための施策を積極的に推進しました。

新製品開発では、新規性、独自性があり、高い付加価値を持った製品の継続的な開発を行い、新市場の開拓に注力しました。

また、高品質で安全・安心な製品をお届けするため、品質管理体制の一層の強化・充実に努めてまいりました。当社グループ各事業の営業概況は以下のとおりです。

◆ 製粉事業

製粉事業につきましては、消費者の節約志向の継続等を背景とした厳しい市場環境の中、積極的な拡販施策を実施し新規顧客の獲得を進め、国内業務用小麦粉の出荷は前年並みとなりました。また、昨年4月に輸入小麦の政府売渡価格が5銘柄平均で7.1%、10月に同7.9%引き下げられたことを受け、それぞれ昨年7月と本年1月に業務用小麦粉の価格改定を実施しました。

生産・物流面では、臨海大型工場への生産集約による生産性向上及び固定費削減等の取組みを推進するとともに、昨年6月には鶴見工場の原料小麦サイロ収容力約25%増強工事が完了し、需要に即した原料小麦の確保、保管及び安定供給を実現する体制を強化しました。昨年9月に鶴見工場が国内の食品会社として初めて、また12月には知多工場でも、食品安全マネジメントシステムの新規格「JFS-E-C」(*)の認証を取得するなど、食品安全への更なる取組みを積極的に推進しました。

副製品であるふすまにつきましては、価格は軟調に推移しました。

海外事業につきましては、積極的な拡販により全体としては出荷が増加したものの、原料小麦価格の低下に伴う小麦粉価格の低下及び円高に伴う為替換算の影響により、売上げは前年を下回りました。なお、本年秋の稼働予定でカナダの Rogers Foods Ltd. チリワック工場の生産能力約80%増強工事を進めるとともに、平成31年初頭の稼働予定で米国の Miller Milling Company, LLC サギノー工場の生産能力約70%増強工事を進めております。

この結果、製粉事業の売上高は2,336億18百万円(前期比89.0%)、営業利益は98億23百万円(前期比106.3%)となりました。

※JFS-E-C
一般財団法人食品安全マネジメント協会「JFSM」が昨年7月に公表した、日本発の食品安全マネジメントシステムに関する新しい規格。

◆ 食 品 事 業

加工食品事業につきましては、家庭用では、生活者の個食化・簡便化等のニーズにこたえ、好評をいただいているボトルタイプ製品のラインアップを拡充したほか、テレビCMやイベントへの協賛等の広告宣伝活動等、消費を喚起する施策を積極的に実施しました。業務用では、顧客ニーズに合わせた新製品の投入、新規顧客獲得に向けた提案活動を実施しました。また、輸入小麦の政府売渡価格改定に伴う業務用小麦粉の値下げにより、家庭用小麦粉及び業務用プレミックスの価格改定を昨年8月と本年2月に実施しました。中食・惣菜につきましては、幅広いカテゴリーの製品を供給できる総合中食・惣菜事業を展開し、順調に拡大しております。この結果、大山ハム株式会社の連結除外の影響はあったものの、パスタ、中食・惣菜等の出荷が好調に推移したことや昨年1月に子会社化した株式会社ジョイアス・フーズの連結効果もあり、加工食品事業全体としては、売上げは前年を上回りました。

海外事業につきましては、出荷は前年を上回ったものの、円高に伴う為替換算の影響により、売上げは前年を下回りました。なお、コスト競争力を有するグローバルな最適生産体制の構築に向けて建設したベトナムのパスタソース等の調理加工食品工場、トルコのパスタ工場は順調に稼働しております。

酵母・バイオ事業につきましては、採算性向上のための取扱品目の絞込みにより、売上げは前年を下回りました。

健康食品事業につきましては、販売促進施策の推進により消費者向け製品の販売は堅調に推移しましたが、医薬品原薬の出荷が低調で、販売価格の低下もあり、売上げは前年を下回りました。

この結果、食品事業の売上高は2,549億44百万円(前期比103.3%)、営業利益は124億26百万円(前期比108.0%)となりました。

◆ その他事業

ペットフード事業につきましては、積極的な新製品の投入、テレビCMやキャンペーンの実施等拡販に努めた結果、JPスタイルブランド等の高付加価値製品の出荷が好調に推移し、売上げは前年を上回りました。

エンジニアリング事業につきましては、主力のプラントエンジニアリングにおいて受注が伸び悩み、売上げは前年を下回りました。

メッシュクロス事業につきましては、スクリーン印刷用資材の出荷が低調で、売上げは前年を下回りました。

この結果、その他事業の売上高は434億78百万円(前期比91.5%)、営業利益は29億56百万円(前期比93.8%)となりました。

(2) 対処すべき課題

国内の食品業界におきましては、流動的な世界情勢を背景とした為替相場や穀物・資源価格の変動、及び国内の人口減少に伴う市場縮小や人手不足問題の深刻化等、事業環境は大きく変化しております。また、平成27年10月に大筋合意したTPP(環太平洋経済連携協定)は、米国が離脱を通知したことにより、今後の行方が不透明となっているものの、EPA(経済連携協定)等の国際貿易交渉の結果いかんではグローバル競争が加速されることが予想されます。

そのような中、当社グループは、引き続き小麦粉をはじめとする安全・安心な「食」の安定供給を確保し、各事業におきまして安全・安心な製品をお届けするという使命を果たすとともに、国内・海外を含めた事業会社間の連携を強化し、グループとしての「総合力」をさらに発揮して、新経営計画で策定した戦略にスピーディーに取り組む、事業の成長を図ってまいります。

① 国内事業戦略

製粉事業におきましては、お客様のニーズを的確にとらえた製品の開発や価値営業を推進し、お客様との関係を一層強化してまいります。また、コスト競争力強化策としての臨海大型工場への生産集約に続き、昨年6月には鶴見工場の原料小麦サイロ収容力約25%増強工事が完了しました。引き続き安全・安心な製品の安定供給に努めてまいります。

加工食品事業におきましては、生活者の個食化・簡便化等のニーズに対応した新製品の投入や積極的な販売促進施策等により、ブランドロイヤリティの向上に取り組むとともに、成長分野である中食・惣菜事業、冷凍食品事業の一層の拡大を図るなど、事業ポートフォリオの最適化にも取り組んでまいります。

酵母・バイオ、健康食品、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス等の各事業におきましては、製品開発・技術開発を進め、各業界において存在感のある事業群として成長を図ってまいります。

② 海外事業戦略

製粉事業におきましては、当社グループの強みである製粉技術、提案力を活かした拡販に取り組み、現地市場での自立的成長を図ってまいります。また、本年秋の稼働予定でカナダの Rogers Foods Ltd. チリワック工場の生産能力約80%増強工事を進めるとともに、平成31年初頭の稼働予定で米国の Miller Milling Company, LLC サギノー工場の生産能力約70%増強工事を進めております。このような供給体制の強化により、北米全体の事業基盤拡大に取り組んでまいります。さらに、ニュージーランド、タイでのビジネスにおきましても、これまで築いた事業基盤の更なる拡大に注力してまいります。

加工食品事業におきましては、アジア市場で成長が見込まれる業務用プレミックス事業をさらに拡大してまいります。また、生産面ではコスト競争力を強化するとともに新たに構築したグローバルな最適生産体制をベースに、当社グループが長年培ってきた製造技術や高度な品質管理ノウハウを活かし、パスタ、パスタソース、冷凍食品等の更なる事業拡大に取り組んでまいります。

その他、製粉、食品、ベーカリー関連ビジネスを中心に、新たな領域での事業拡大を自社独自に又はM&A、アライアンスによりスピード感を持って推進してまいります。

③ 研究開発戦略、コスト戦略

当社グループはお客様の視点に立った新製品開発と新しい領域の基礎・基盤技術の創出に取り組んでおります。新製品開発につきましては、新規性、独自性があり、お客様にとって付加価値の高い新製品を継続的に開発してまいります。研究面におきましては、研究成果の実用化、事業化推進のため、重点研究領域を明確にするるとともに、事業戦略に即した研究テーマを設定するなど効率化、スピード化を図ってまいります。自動化技術の活用による更

なる効率化も検討、推進し、人手不足問題等にも対応してまいります。

また、今後も大きな変動が想定される原・燃料相場に対応し、生産コスト、調達コストの低減を進めるとともに、変動するコストに適切に対応できる事業基盤を構築してまいります。

④ 麦政策等の制度変更に向けた取組み

平成27年10月に大筋合意したTPPは、米国が離脱を通知したことにより、今後の行方が不透明となっておりますが、一方で、日欧EPA、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)等の交渉や米国からの2国間交渉を求める動き等、自由化に向けた潮流は継続しており、国際貿易交渉が急速に進展した場合、小麦・小麦関連製品の国境措置低下に伴う需要動向の変化により、関連業界に影響が及ぶことが想定されます。当社グループは、今後の情勢変化を適切に見極めながら、引き続きグローバル競争で勝ち抜くべく国内外での強固な企業体質を構築してまいります。

⑤ 企業の社会的責任への取組み

当社グループは、従前より社会にとって真に必要な企業グループであり続けるべく、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」の実践及びそのための取組みの促進を目的に社会委員会を設置し、企業活動全般におきまして企業の社会的責任(CSR)を果たしてきております。

当社グループは、コンプライアンスの徹底、品質保証体制の確立、環境保全活動の実施等のCSR活動の推進及び内部統制の浸透を経営の最重要課題の一つと位置付け、グループ全社に徹底しております。

コンプライアンスにつきましては、当社グループは関連法規や社会規範及び社内規程・ルールを遵守し、公正か

つ自由な競争の中で事業の発展を図っております。

品質保証につきましては、安全・安心な製品をお届けするために、食品安全に加え、食品防御（フードディフェンス）を強化しております。また、消費者の皆様の意識や社会の潮流を見極め、備えるべき事項や対策を適時、適切に指示する役割を担うCR室が、消費者の皆様の声や消費者行政関連の情報を積極的に収集し、消費者の皆様への対応の充実を図っております。さらには、小麦粉をはじめとする安全・安心な「食」の安定供給を確保するために、BCP（事業継続計画）により災害等への備え等も拡充しております。

環境保全につきましては、省エネルギー、廃棄物の削減等、電力問題への対応を含め環境負荷の低減に積極的に取り組んでおります。

内部統制につきましては、金融商品取引法により求め

られる範囲を超え、当社グループ全体におきまして広く内部統制システムの整備を行い、専任組織によるモニタリングを実施するとともに引き続きその維持、改善に努めております。

さらに、当社グループは社会の一員として、広く社会貢献活動に取り組み、震災被災地の復興支援、「製粉ミュージアム」による地域観光資源や教育資産としての地域貢献等を行っております。

当社グループはこのような企業の社会的責任への取り組みを今後とも継続してまいります。

以上の課題への取り組みを着実に実行し、グループの一層の発展を図ってまいりますので、何卒株主各位の変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 当社グループの財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 170 期 平成25年度 | 第 171 期 平成26年度 | 第 172 期 平成27年度 | 第 173 期 平成28年度 (当 期) |
|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 495,930 | 526,144 | 556,701 | 532,040 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 25,579 | 25,544 | 28,099 | 30,329 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 15,098 | 16,036 | 17,561 | 19,466 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | 50円21銭 | 53円28銭 | 58円25銭 | 64円50銭 |
| 総 資 産 (百万円) | 471,039 | 549,307 | 550,305 | 557,568 |
| 純 資 産 (百万円) | 334,092 | 378,715 | 386,485 | 406,805 |

(注) 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。また、平成26年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。このため、第170期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 当社グループの設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額(支払ベース)は135億49百万円で、前期に比べ19億85百万円減少しております。

設備投資の主要なものは、Rogers Foods Ltd. チリワック工場小麦粉生産ライン増設工事、日清製粉株式会社

鶴見工場原料小麦サイロ増設工事等生産能力の増強投資であります。

(5) 当社グループの資金調達の状況

当期における増資あるいは社債発行等による重要な資金調達は行っておりません。

(6) 重要な子会社等及び企業結合等の状況

① 重要な子会社及び関連会社の状況

| 会社名 | 資本金 (百万円) | 議決権比率 (%) | 主要な事業内容 |
|-----------------------------|--------------|--------------|------------------------------------|
| (子会社) | | | |
| 日清製粉株式会社 | 14,875 | 100.0 | 小麦粉の製造及び販売 |
| Miller Milling Company, LLC | 86 | 100.0 | 小麦粉の製造及び販売 |
| Champion Flour Milling Ltd. | 3,491 | 100.0 | 小麦粉の製造及び販売 |
| 日清フーズ株式会社 | 5,000 | 100.0 | パスタ類、家庭用小麦粉、冷凍食品等の販売、プレミックスの製造及び販売 |
| 日清製粉プレミックス株式会社 | 400 | 100.0 | プレミックスの製造及び販売 |
| マ・マーマカロニ株式会社 | 350 | 68.2 | パスタ・冷凍食品の製造及び販売 |
| イニシオフーズ株式会社 | 487 | 100.0 | 惣菜・冷凍食品の製造及び販売、デパート等の直営店舗の経営 |
| 株式会社ジョイアス・フーズ | 50 | 65.1 | 調理麺等の製造及び販売 |
| オリエンタル酵母工業株式会社 | 2,617 | 100.0 | 製菓・製パン用資材、生化学製品等の製造、販売及びライフサイエンス事業 |
| 日清ファルマ株式会社 | 2,689 | 100.0 | 健康食品・医薬品等の製造及び販売 |
| 日清ペットフード株式会社 | 1,315 | 100.0 | ペットフードの製造及び販売 |
| 日清エンジニアリング株式会社 | 107 | 100.0 | 食品生産設備等の設計・工事請負・監理及び粉体機器の販売 |
| 株式会社NBCメッシュテック | 1,992 | 100.0 | メッシュクロス、成形フィルターの製造及び販売 |
| (関連会社) | | | |
| 日清丸紅飼料株式会社 | 5,500 | 40.0 | 配合飼料の製造及び販売 |
| トオカツフーズ株式会社 | 100 | 49.0 | 弁当・惣菜等調理済食品の製造及び販売 |

(注) Miller Milling Company, LLC及び日清製粉プレミックス株式会社に対する議決権比率は、子会社保有によるものであります。また、Champion Flour Milling Ltd.、マ・マーマカロニ株式会社及びイニシオフーズ株式会社に対する議決権比率は、当社及び子会社保有によるものであります。

②重要な企業結合等の状況

該当する事項はありません。

(7)主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループの事業及びその主要な製品等は次のとおりであります。当社は持株会社として、これらの各事業を営む会社を支配・管理しております。

| 事業区分 | 主要な製品等 |
|-------|--|
| 製粉事業 | 小麦粉、ふすま |
| 食品事業 | プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、惣菜、製菓・製パン用資材、生化学製品、ライフサイエンス事業、健康食品 |
| その他事業 | ペットフード、設備の設計・監理・工事請負、メッシュクロス |

(8)主要な事業所（平成29年3月31日現在）**①当社** 本社(東京都千代田区)

研究所(ふじみ野市)

生産技術研究所

基礎研究所

QEセンター

②製粉事業

日清製粉株式会社 本社(東京都千代田区)

つくば穀物科学研究所(つくば市)

札幌営業部(札幌市)

仙台営業部(仙台市)

関東営業部(東京都中央区)

東京営業部(東京都中央区)

名古屋営業部(名古屋市)

大阪営業部(大阪市)

中四国営業部(岡山市)

福岡営業部(福岡市)

函館工場(函館市)

千葉工場(千葉市)

鶴見工場(川崎市)

名古屋工場(名古屋市)

知多工場(知多市)

東灘工場(神戸市)

岡山工場(岡山市)

坂出工場(坂出市)

福岡工場(福岡市)

Miller Milling Company,LLC 本社(米国ミネソタ州)

Winchester工場(米国ヴァージニア州)

Fresno工場(米国カリフォルニア州)

Los Angeles工場(米国カリフォルニア州)

Oakland工場(米国カリフォルニア州)

Saginaw工場(米国テキサス州)

New Prague工場(米国ミネソタ州)

Champion Flour Milling Ltd. 本社(ニュージーランド)

Mt. Maunganui工場(ニュージーランド)

Christchurch工場(ニュージーランド)

③ 食品事業

日清フーズ株式会社 本社(東京都千代田区)
北海道営業部(札幌市)
東北営業部(仙台市)
首都圏営業部(東京都中央区)
広域営業部(東京都中央区)
中部営業部(名古屋市)
関西営業部(大阪市)
中四国営業部(広島市)
九州営業部(福岡市)
館林工場(館林市)

日清製粉プレミックス株式会社 本社(東京都中央区)
名古屋工場(名古屋市)

マ・マーマカロニ株式会社 本社(宇都宮市)
宇都宮工場(宇都宮市)
神戸工場(神戸市)

イニシオフーズ株式会社 本社(東京都千代田区)
熊谷工場(熊谷市)
白岡工場(白岡市)
東大阪工場(東大阪市)

株式会社ジョイアス・フーズ 本社(さいたま市)
児玉工場(埼玉県児玉郡)
京都工場(京都府久世郡)

オリエンタル酵母工業株式会社 本社(東京都板橋区)
東京工場(東京都板橋区)
大阪工場(吹田市)
びわ工場(長浜市)

日清ファルマ株式会社 本社(東京都千代田区)
健康科学研究所(ふじみ野市)
上田工場(上田市)

④ その他事業

日清ペットフード株式会社 本社(東京都千代田区)
日清エンジニアリング株式会社 本社(東京都中央区)
株式会社NBCメッシュテック 本社(日野市)
山梨都留工場(都留市)
静岡菊川工場(菊川市)

(9) 当社グループの従業員の状況

(平成29年3月31日現在)

| 事業区分 | 従業員数 | 前期末比増減 |
|--------|--------|--------|
| 製粉事業 | 1,555名 | + 5名 |
| 食品事業 | 3,593名 | △ 152名 |
| その他事業 | 810名 | + 34名 |
| 全社(共通) | 366名 | △ 3名 |
| 合計 | 6,324名 | △ 116名 |

(10) 当社グループの主要な借入先及び借入額

(平成29年3月31日現在)

主要な借入先はありません。

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 932,856,000株
- ② 発行済株式の総数 304,357,891株 (自己株式2,293,422株を含む)
- ③ 株主数 22,345名 (前期末比1,363名増)
- ④ 大株主(上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 (千株) | 持 株 比 率 (%) |
|---------------------------|------------|-------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 24,325 | 8.0 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 19,387 | 6.4 |
| 山 崎 製 パ ン 株 式 会 社 | 16,988 | 5.6 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 12,251 | 4.0 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 11,310 | 3.7 |
| 三 菱 商 事 株 式 会 社 | 8,448 | 2.7 |
| 丸 紅 株 式 会 社 | 6,284 | 2.0 |
| 住 友 商 事 株 式 会 社 | 6,091 | 2.0 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 5,585 | 1.8 |
| 農 林 中 央 金 庫 | 5,432 | 1.7 |

(注) 持株比率は、自己株式(2,293,422株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

| 新株予約権の種別 | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 新株予約権の発行価額 | 対象者 | 新株予約権の行使時の払込金額 | 新株予約権を行使することができる期間 |
|-------------------------------|---------|------------------------------------|------------|------------------------------|---------------------|--------------------------|
| 第8-1回新株予約権 (平成22年8月18日発行) | 5個 | 普通株式6,050株 (新株予約権1個につき1,210株) | 無償 | 当社の取締役 | 1個当たり 1,099,890円 | 平成24年8月19日～ 平成29年8月1日 |
| 第8-2回新株予約権 (平成22年8月18日発行) | 29個 | 普通株式35,090株 (新株予約権1個につき1,210株) | 無償 | 当社の執行役員及び当社の 連結子会社の取締役の一部 | 1個当たり 1,099,890円 | 平成24年8月19日～ 平成29年8月1日 |
| 第9-1回新株予約権 (平成23年8月18日発行) | 10個 | 普通株式12,100株 (新株予約権1個につき1,210株) | 無償 | 当社の取締役 | 1個当たり 1,026,080円 | 平成25年8月19日～ 平成30年8月1日 |
| 第9-2回新株予約権 (平成23年8月18日発行) | 48個 | 普通株式58,080株 (新株予約権1個につき1,210株) | 無償 | 当社の執行役員及び当社の 連結子会社の取締役の一部 | 1個当たり 1,026,080円 | 平成25年8月19日～ 平成30年8月1日 |
| 第10-1回新株予約権 (平成24年8月16日発行) | 16個 | 普通株式19,360株 (新株予約権1個につき1,210株) | 無償 | 当社の取締役 | 1個当たり 958,320円 | 平成26年8月17日～ 平成31年8月1日 |
| 第10-2回新株予約権 (平成24年8月16日発行) | 36個 | 普通株式43,560株 (新株予約権1個につき1,210株) | 無償 | 当社の執行役員及び当社の 連結子会社の取締役の一部 | 1個当たり 958,320円 | 平成26年8月17日～ 平成31年8月1日 |
| 第11-1回新株予約権 (平成25年8月20日発行) | 56個 | 普通株式67,760株 (新株予約権1個につき1,210株) | 無償 | 当社の取締役 | 1個当たり 1,224,520円 | 平成27年8月21日～ 平成32年8月3日 |
| 第11-2回新株予約権 (平成25年8月20日発行) | 126個 | 普通株式152,460株 (新株予約権1個につき1,210株) | 無償 | 当社の執行役員及び当社の 連結子会社の取締役の一部 | 1個当たり 1,224,520円 | 平成27年8月21日～ 平成32年8月3日 |
| 第12-1回新株予約権 (平成26年8月19日発行) | 74個 | 普通株式81,400株 (新株予約権1個につき1,100株) | 無償 | 当社の取締役 | 1個当たり 1,274,900円 | 平成28年8月20日～ 平成33年8月2日 |
| 第12-2回新株予約権 (平成26年8月19日発行) | 177個 | 普通株式194,700株 (新株予約権1個につき1,100株) | 無償 | 当社の執行役員及び当社の 連結子会社の取締役の一部 | 1個当たり 1,274,900円 | 平成28年8月20日～ 平成33年8月2日 |
| 第13-1回新株予約権 (平成27年8月19日発行) | 111個 | 普通株式111,000株 (新株予約権1個につき1,000株) | 無償 | 当社の取締役 | 1個当たり 1,748,000円 | 平成29年8月20日～ 平成34年8月1日 |
| 第13-2回新株予約権 (平成27年8月19日発行) | 215個 | 普通株式215,000株 (新株予約権1個につき1,000株) | 無償 | 当社の執行役員及び当社の 連結子会社の取締役の一部 | 1個当たり 1,748,000円 | 平成29年8月20日～ 平成34年8月1日 |
| 第14-1回新株予約権 (平成28年8月15日発行) | 111個 | 普通株式111,000株 (新株予約権1個につき1,000株) | 無償 | 当社の取締役 | 1個当たり 1,753,000円 | 平成30年8月16日～ 平成35年8月1日 |
| 第14-2回新株予約権 (平成28年8月15日発行) | 228個 | 普通株式228,000株 (新株予約権1個につき1,000株) | 無償 | 当社の執行役員及び当社の 連結子会社の取締役の一部 | 1個当たり 1,753,000円 | 平成30年8月16日～ 平成35年8月1日 |

上記各新株予約権の行使条件

- 1) 権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

- 2) 新株予約権者の相続人が所定の手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認める。
- 3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- 4) 取締役又は執行役員を解任された場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失する。

② 当事業年度末において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権

| 区 分 | 名 称 | 個 数 | 保有者数 |
|----------------|----------------|------|------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 第 8 - 1 回新株予約権 | 0個 | 0名 |
| | 第 9 - 1 回新株予約権 | 7個 | 2名 |
| | 第10 - 1 回新株予約権 | 16個 | 3名 |
| | 第11 - 1 回新株予約権 | 44個 | 7名 |
| | 第12 - 1 回新株予約権 | 64個 | 9名 |
| | 第13 - 1 回新株予約権 | 101個 | 12名 |
| | 第14 - 1 回新株予約権 | 101個 | 12名 |
| 社 外 取 締 役 | 第 8 - 1 回新株予約権 | 0個 | 0名 |
| | 第 9 - 1 回新株予約権 | 0個 | 0名 |
| | 第10 - 1 回新株予約権 | 0個 | 0名 |
| | 第11 - 1 回新株予約権 | 5個 | 1名 |
| | 第12 - 1 回新株予約権 | 5個 | 1名 |
| | 第13 - 1 回新株予約権 | 10個 | 2名 |
| | 第14 - 1 回新株予約権 | 10個 | 2名 |

上記新株予約権の内容の概要は①に記載のとおりであります。

③ 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権

該当する事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

| 当社における地位 | 氏 名 | 当社における担当 | 重要な兼職の状況 |
|-------------|-----------|---------------|--|
| 代表取締役社長 | 大 枝 宏 之 | | |
| 取締役副社長 | 池 田 和 穂 | | |
| 専務取締役 | 中 川 雅 夫 | 経理・財務本部長 | |
| 専務取締役 | 滝 澤 道 則 | 総務本部長 | |
| 常務取締役 | 原 田 隆 | R & D・品質保証本部長 | |
| 常務取締役 | 毛 利 晃 | 企画本部長 | |
| 常務取締役 | 岩 崎 浩 一 | | 日清フーズ株式会社取締役社長（代表取締役） |
| 常務取締役 | 見 目 信 樹 | | 日清製粉株式会社取締役社長（代表取締役） |
| 取締役 | 小 高 聡 | 技術本部長 | |
| 取締役 | 中 川 真 佐 志 | | オリエンタル酵母工業株式会社取締役社長（代表取締役） |
| 取締役 | 山 田 貴 夫 | | 日清製粉株式会社専務取締役 |
| 取締役 | 佐 藤 潔 | | 日清ファルマ株式会社取締役社長（代表取締役） |
| 取締役 | 三 村 明 夫 | | 新日鐵住金株式会社相談役名誉会長 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭 株式会社日本政策投資銀行社外取締役 株式会社産業革新機構社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社社外取締役 日本郵政株式会社社外取締役 |
| 取締役 | 伏 屋 和 彦 | | 一般社団法人日本内部監査協会会長 |
| 監査役 (常勤) | 正 木 康 彦 | | |
| 監査役 (常勤) | 吉 馴 和 哉 | | |
| 監査役 | 河 和 哲 雄 | | 弁護士 河和法律事務所所長 |
| 監査役 | 伊 東 敏 | | 公認会計士 伊東公認会計士事務所所長 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外監査役 |
| 監査役 | 永 井 素 夫 | | 日産自動車株式会社社外監査役（常勤） オルガノ株式会社社外取締役 |

- (注) 1. 取締役 三村明夫、伏屋和彦の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 河和哲雄、伊東 敏、永井素夫の3氏は社外監査役であります。
 3. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」(インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nisshin.com/ir/vision/governance/independence.pdf>))に掲載しております。)に基づき、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役 吉馴和哉氏は、当社での経理・財務の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役 伊東 敏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 平成29年3月31日をもって、大枝宏之氏は取締役社長(代表取締役)を辞任し、同年4月1日をもって取締役相談役に就任いたしました。また、同日、見目信樹氏は取締役社長(代表取締役)に、中川雅夫氏は取締役副社長(代表取締役)に、滝澤道則氏は取締役副社長(代表取締役)にそれぞれ就任し、池田和穂氏は取締役副社長から取締役となりました。
 7. 当事業年度における重要な兼職の状況に関する異動は次のとおりであります。

| | |
|-----------|--|
| 監査役 伊東 敏氏 | 日本電気株式会社社外監査役退任 (平成28年6月22日) |
| 取締役 見目信樹氏 | 日清製粉株式会社取締役社長(代表取締役)辞任 (平成29年3月31日) |
- なお、平成29年4月1日をもって、取締役 見目信樹氏は日清製粉株式会社取締役会長に、取締役 山田貴夫氏は日清製粉株式会社取締役社長(代表取締役)にそれぞれ就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役(業務執行取締役等であるものを除きます。)及び各監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の契約を締結しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役、監査役ごとの報酬等の総額

| | |
|-------------|--------|
| 取締役14名 | 349百万円 |
| 監査役5名 | 54百万円 |
| 上記のうち社外役員5名 | 48百万円 |

(注) 取締役の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額も含まれております。

4 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は①に記載のとおりであり、当社と各兼職先との間には、重要な取引関係その他の特別な関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

- 1) 取締役 三村 明夫

当事業年度中に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、経験豊富な経営者の視点から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

- 2) 取締役 伏屋 和彦

当事業年度中に開催された取締役会のすべてに出席し、主に大蔵省(現財務省)等での要職における経験と見識に基づき、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

- 3) 監査役 河和 哲雄

当事業年度中に開催された取締役会13回のうち12回に、監査役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

- 4) 監査役 伊東 敏

当事業年度中に開催された取締役会13回のうち12回に、監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

- 5) 監査役 永井 素夫

当事業年度中に開催された取締役会13回のうち12回に、監査役会のすべてに出席し、金融機関の経営者としての経験と見識を活かし、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|--------|
| 1. 会計監査人としての報酬等の額 | 55百万円 |
| 2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 176百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記1.の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社子会社の一部は、新日本有限責任監査法人以外の監査法人等が計算関係書類等の監査を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として「会計及び内部統制に関する指導・助言業務」等を委託しております。

④ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意をした理由

監査役会は、会計監査人の前事業年度における職務遂行状況、当事業年度における監査計画の内容、報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断したことから、会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められた場合、必要と認めるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が同条に定める事由又はこれに準じる事由に該当すると認められた場合、必要と認めるときは、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人の監査品質、職務遂行状況等諸般の事情を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合には、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑥ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

- 処分の対象者 新日本有限責任監査法人
- 処分の内容
 - 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
 - 業務改善命令(業務管理体制の改善)
- 処分理由
 - 新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、当監査法人の7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
 - 当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

3 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の内部統制システムは、業務執行組織における指揮命令系統の確立及び権限と責任の明確化、業務執行組織における長又は組織管理者による統制、組織間(例えば業務部門と経理部門)の内部牽制を基盤とし、取締役会において決議した基本方針に基づき、整備・運用しております。基本方針の内容及び運用状況の概要は、次のとおりです。

① 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を策定しており、当社及び子会社社長並びに取締役は「企業行動規範」及び「社員行動指針」の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上関係者に周知徹底する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
- 2) 当社及び子会社の監査役は、それぞれの取締役の職務の執行を監査し、また、取締役が内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証する。
- 3) 当社代表取締役直轄の組織である内部統制部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導する。
また、内部統制部は、独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。

- 4) 日清製粉グループ横断的なCSR(企業の社会的責任)については、当社の「社会委員会」が、企業倫理・コンプライアンスを含めたCSR全般にわたる協議を行い、日清製粉グループでの実践に向けた施策を促進し、法令・定款・社会規範遵守の周知徹底を図る。
- 5) 日清製粉グループでは、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的な勢力からの不当な要求には屈することなく、外部の専門機関と連携して、組織的に対応する。
- 6) 当社は、日清製粉グループの社員等からの通報を受け、違反行為を早期に発見・対応すべく設置した「コンプライアンス・ホットライン制度」を維持・整備する。

(運用状況)

- 1) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を、グループ共通の統制基盤として海外を含むグループ各社に導入し、周知徹底を図っております。
- 2) 社員に対しては、人事研修制度を利用して「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」や「コンプライアンス・ホットライン制度」の啓発を行っております。
- 3) 当社の内部統制部は、グループ各社の内部統制評価を行い、これらの周知状況や社内ルールの遵守状況を確認しております。
- 4) 当社では、「社会委員会」を当期は2回開催し、コンプライアンスを含むCSR全般の協議を行い、日清製粉グループの施策を促進しております。

- 5) また、「規範倫理委員会」を開催し、反社会的勢力等への不当な支出がないことや寄付金の審査を行っております。

②当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 日清製粉グループでは、事業活動に係る案件については、その重要性・影響度等に応じて決裁ないしは報告手続を定め、実施前にリスク判断も含めた検討を行う。
- 2) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループリスクマネジメント規程」に基づき、リスク評価とリスク対策レビューを実施するとともに、当社の「リスクマネジメント委員会」は、子会社が評価したリスクに対し適切なコントロールが構築されているか、リスクの漏れがないか等について、確認・指導し、日清製粉グループ全体のリスクマネジメントを統括する。
- 3) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループクライシスコントロール規程」に基づき、社員等は、クライシスが発生したとき又はそのおそれが生じたときは、損失の危険を早期に発見・対応すべく、指定された日清製粉グループの連絡先に通報する。
また、クライシスが発生した場合、当社は、速やかに対策本部を設置し、適切な対応を行うことによって、損害を最小限にとどめる。
- 4) 当社及び子会社の監査役は、それぞれの取締役が会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めるとき、取締役に対し助言・勧告等必要な措置を講ずる。

(運用状況)

- 1) 日清製粉グループ各社では、「日清製粉グループリスクマネジメント規程」に基づいて、リスク評価とリスク

対策レビューを実施しております。また、当社の「リスクマネジメント委員会」の下部組織である企画部会では、各社の見直し結果についてグループ横断的な確認を行い「リスクマネジメント委員会」に報告、同委員会にて協議しております。

- 2) 日清製粉グループの社員等がクライシスの発生やそのおそれを認識したとき通報窓口に通報を行うよう、「日清製粉グループクライシスコントロール規程」に基づいて通報制度を設けております。

③当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社は、取締役会における決議事項・報告事項、稟議における社長決裁事項・担当取締役決裁事項等により責任と権限を明確化しており、取締役は適正かつ迅速な職務執行を行う。
- 2) 日清製粉グループでは、事業戦略及びその方向性を明確化し、各子会社の利益計画もこれに沿って単年度ごとに策定、取締役の任期も1年とし、責任を明確化する。さらに、取締役会は毎月業績をレビューし、改善策を検討・実施する。

(運用状況)

- 1) 日清製粉グループでは、2020年度を最終年度とする新経営計画「NNI-120 II」を策定し、コア事業の収益基盤の再構築や買収事業を含めた自立的成長等を柱とする新たな基本戦略の実行により着実な利益成長を目指しております。
- 2) グループ各社は、その事業戦略に沿って当期の利益計画を策定するとともに、グループ各社の取締役会において毎月業績のレビューをした上で改善策を実施しております。

4 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 日清製粉グループは持株会社制度を採用しており、持株会社である当社が常に子会社を株主の視点から評価・監督する。
- 2) 子会社の事業活動に係る重要案件に関しては、当社の取締役会に付議ないし報告すべき基準を定める。
- 3) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を定め、「企業理念」・「経営基本方針」・「ステークホルダーに対する基本姿勢」・「企業行動規範」・「社員行動指針」を明示するとともに、その周知徹底を図る。
- 4) 日清製粉グループでは、連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するために、各業務の手順・方法等を定め、不正・誤謬を排除する体制を整備・運用する。
- 5) 当社監査役及び子会社監査役は定期的に「日清製粉グループ監査役連絡会」を開催し、監査事例等についての意見交換を行い、各課題の共有化を図る。
- 6) 当社は、設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査を日清製粉グループを対象として行う。
- 7) 当社代表取締役直轄の組織である内部統制部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導する。
また、内部統制部は、独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。
- 8) 日清製粉グループの各子会社は、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用を推進する。

(運用状況)

- 1) 子会社の事業活動に係る重要案件に関しては、「取締役会決議事項及び報告事項」並びに「子会社に関する取締役会付議基準」に基づいて、当社取締役会への付議又は報告が行われております。
- 2) 財務報告の信頼性確保を目的とした内部統制については、日清製粉グループ統一方針のもとで、グループ各社の業務手順を文書化し、有効な統制が存在することを確認するとともに、内部統制部がその整備状況・運用状況を評価しております。
- 3) 財務報告目的以外の内部統制については、当社の専門部署が、設備・安全、環境保全、品質保証等の監査を行い、各業務が適正に運用されていることを確認しております。

5 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録・稟議書を始めとする職務の執行に係る文書その他の情報については、機密情報として規程に従い適切に保存・管理する。

(運用状況)

当社の取締役会議事録及び稟議書については、機密情報として「機密情報管理規程」に従い適切に保存・管理しております。

6 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役の職務を補助する者として監査役付を置き、監査役監査に当たって監査役付は監査役の命を受け業務を補佐し、人事異動等に関しては監査役の同意を得て行う。
- 2) 取締役は監査役付の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように留意するものとする。

(運用状況)

監査役監査機能の充実のため、取締役から独立した監査役付が、監査役の職務を補助しております。また、監査役付の業務執行に対しては、取締役が不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように十分に留意しております。

⑦ 当社の取締役及び使用人並びにその子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- 1) 当社監査役は取締役会のほか重要な会議（「グループ運営会議」・「債権管理委員会」・「規範倫理委員会」等）に出席し、適宜意見を述べる。
- 2) 当社監査役会は、必要に応じて監査役会において、会計監査人・取締役・内部統制部等に対して報告を求めます。
- 3) 当社及び子会社の取締役は会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めるとき、速やかにそれぞれの監査役に報告するとともに、各子会社の監査役は当社監査役にも報告する。
- 4) 子会社の監査役によって実施された監査結果は、当社監査役会にも報告される。
- 5) 当社内部統制部による内部統制評価結果及び内部監査結果は、当社監査役会にも報告される。

- 6) 当社による設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査の結果は、当社監査役会にも報告される。
- 7) 「コンプライアンス・ホットライン」による情報は、速やかに当社監査役に報告される。
- 8) 当社の本部長及び子会社社長の交代の際の引継書は当社監査役会にも提出する。
- 9) 当社及び子会社の稟議はすべてそれぞれの監査役に回付する。

(運用状況)

- 1) 当社監査役は取締役会のほか「グループ運営会議」、「債権管理委員会」等の重要な会議に出席し、適宜意見を述べております。
- 2) 当社監査役及び内部統制部は、監査結果等をその都度相互に報告し、また、主要事業子会社監査役及び専門監査スタッフは、監査結果を当社監査役及び内部統制部に報告することを通じて、相互の連携を図っております。
- 3) 当社監査役は、主要事業子会社監査役及び内部統制部と、「日清製粉グループ監査役連絡会」を当期は2回開催し、監査事例等について意見交換を行い、問題意識の共有化とグループ全体の監査品質の向上に努めております。

⑧ 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス・ホットライン」の通報者を含む前項の報告者は、当該報告等を行ったことをもって人事制度上その他いかなる意味においても不利益な取扱いはされない。

(運用状況)

「コンプライアンス・ホットライン」にて通報を行った者が不利益な取扱いをされない旨を「コンプライアンス・ホットライン規程」にて定め、これを社内イントラネットに掲載して周知を図っております。

9 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の払戻又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては予算化し、予算外の費用についても、会社法388条に基づいて、当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(運用状況)

当社監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては予算化しているほか、予算外の費用についても、会社法388条に基づいて速やかに処理しております。

10 その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

(運用状況)

当社監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を実施しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合い

グループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第49条及び平成27年6月25日開催の第171回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策(「本プラン」)を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権(下記6)の無償割当等を行わない旨の取締役会決議(「確認決議」)を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期

間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。

「特定買収行為」とは、i) 株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。)又はii) 買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4) 7) ないし8) 記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び

延長予定期間について開示いたします。

- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。
 - ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
 - (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
 - (c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要の資産や資金を減少させるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
 - (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することを買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為
 - イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
 - ウ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
 - エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
 - オ) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は30営業日を上限とした当該日数。))が確保されていること
 - カ) 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと
 - キ) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること
- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。
- 6) 特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、

無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等（特定買収者及びその関係者をいいます。）の行使に制約が付された新株予約権をいいます。

無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日（但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。）までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。

- 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主（但し、当社を除く。）に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権（特定買収者等の行使に制約が付されたもの）となります。

④取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、当社定款第49条の規定に則り、平成27年6月25日開催の第171回定時株主総会において株主の皆様の事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。
- 4) 上記③ 4) ア) ないし キ) 記載の事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。

- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

会社の利益配分に関しましては、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向40%以上を基準として、配当を継続的に行うことを基本方針とし、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。

当期の年間配当におきましては、株主の皆様への一層の利益還元として、前期より2円増額の1株当たり26円を予定しております。これによりまして、期末配当を1株当たり13円とする剰余金の配当に関する議案を定時株主総会に付議させていただきます。この結果、株式分割において、1株当たりの配当金の調整を行わず配当総額を増加させた平成26年3月期以降、実質的に4期連続の増配となる予定であります。

内部留保資金におきましては、新経営計画「NNI-120 II」に基づき、成長に向けた重点分野に対する積極的な戦略投資への配分を行い、将来の企業価値を高めていくと同時に、株主還元については、配当は積極的に上積みを図り、自己株式取得等は戦略投資資金需要等を勘案した上で機動的に行う方針であります。

以 上

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位: 百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|---------|--------------|---------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 238,858 | 流動負債 | 89,833 |
| 現金及び預金 | 85,458 | 支払手形及び買掛金 | 40,320 |
| 受取手形及び売掛金 | 69,584 | 短期借入金 | 9,745 |
| 有価証券 | 7,094 | 未払法人税等 | 5,437 |
| たな卸資産 | 64,012 | 未払費用 | 18,265 |
| 繰延税金資産 | 4,685 | その他 | 16,065 |
| その他 | 8,221 | 固定負債 | 60,928 |
| 貸倒引当金 | △ 197 | 長期借入金 | 4,967 |
| 固定資産 | 318,709 | 繰延税金負債 | 26,687 |
| 有形固定資産 | 144,840 | 修繕引当金 | 1,509 |
| 建物及び構築物 | 55,441 | 退職給付に係る負債 | 20,881 |
| 機械装置及び運搬具 | 39,296 | 長期預り金 | 5,401 |
| 土地 | 41,447 | その他 | 1,481 |
| 建設仮勘定 | 4,587 | 負債合計 | 150,762 |
| その他 | 4,066 | (純資産の部) | |
| 無形固定資産 | 15,089 | 株主資本 | 321,154 |
| のれん | 7,050 | 資本金 | 17,117 |
| その他 | 8,039 | 資本剰余金 | 12,898 |
| 投資その他の資産 | 158,779 | 利益剰余金 | 293,165 |
| 投資有価証券 | 151,963 | 自己株式 | △ 2,026 |
| 退職給付に係る資産 | 205 | その他の包括利益累計額 | 72,466 |
| 繰延税金資産 | 3,541 | その他有価証券評価差額金 | 65,475 |
| その他 | 3,191 | 繰延ヘッジ損益 | 93 |
| 貸倒引当金 | △ 122 | 為替換算調整勘定 | 7,836 |
| 資産合計 | 557,568 | 退職給付に係る調整累計額 | △ 939 |
| | | 新株予約権 | 175 |
| | | 非支配株主持分 | 13,009 |
| | | 純資産合計 | 406,805 |
| | | 負債純資産合計 | 557,568 |

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位: 百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高 | | 532,040 |
| 売上原価 | | 374,028 |
| 売上総利益 | | 158,012 |
| 販売費及び一般管理費 | | 132,500 |
| 営業利益 | | 25,511 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 160 | |
| 受取配当金 | 2,393 | |
| 持分法による投資利益 | 1,960 | |
| 受取賃貸料 | 285 | |
| その他 | 319 | 5,119 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 202 | |
| その他 | 98 | 301 |
| 経常利益 | | 30,329 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 387 | |
| 投資有価証券売却益 | 401 | |
| 関係会社株式売却益 | 1,880 | 2,669 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 527 | |
| 減損損失 | 958 | |
| 生産体制再構築費用 | 323 | 1,809 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 31,189 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 9,924 | |
| 法人税等調整額 | 501 | 10,426 |
| 当期純利益 | | 20,763 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 1,296 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 19,466 |

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位: 百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|----------------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 45,819 | 流動負債 | 8,777 |
| 現金及び預金 | 41,530 | リース債務 | 198 |
| 売掛金 | 228 | 未払金 | 312 |
| 前払費用 | 167 | 未払費用 | 1,528 |
| 繰延税金資産 | 396 | 預り金 | 6,608 |
| 未収還付法人税等 | 2,964 | 役員賞与引当金 | 87 |
| その他 | 532 | その他 | 42 |
| 固定資産 | 284,403 | 固定負債 | 25,984 |
| 有形固定資産 | 23,549 | リース債務 | 300 |
| 建物 | 6,202 | 繰延税金負債 | 21,883 |
| 構築物 | 511 | 退職給付引当金 | 3,584 |
| 機械装置 | 532 | その他 | 216 |
| 車両運搬具 | 3 | | |
| 工具器具備品 | 427 | | |
| 土地 | 15,227 | | |
| リース資産 | 554 | | |
| 建設仮勘定 | 89 | | |
| 無形固定資産 | 404 | 負 債 合 計 | 34,761 |
| 借地権 | 143 | (純資産の部) | |
| ソフトウェア | 92 | 株主資本 | 246,342 |
| リース資産 | 108 | 資本金 | 17,117 |
| その他 | 59 | 資本剰余金 | 9,768 |
| | | 資本準備金 | 9,500 |
| | | その他資本剰余金 | 268 |
| | | 利益剰余金 | 221,475 |
| | | 利益準備金 | 4,379 |
| | | その他利益剰余金 | 217,095 |
| | | 配当引当積立金 | 2,000 |
| | | 固定資産圧縮積立金 | 2,160 |
| | | 別途積立金 | 170,770 |
| | | 繰越利益剰余金 | 42,164 |
| | | 自己株式 | △ 2,018 |
| | | 評価・換算差額等 | 48,943 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 48,943 |
| 投資その他の資産 | 260,449 | 新株予約権 | 175 |
| 投資有価証券 | 91,562 | | |
| 関係会社株式 | 129,770 | | |
| 出資金 | 317 | | |
| 関係会社出資金 | 666 | | |
| 関係会社長期貸付金 | 37,743 | | |
| その他 | 414 | | |
| 貸倒引当金 | △ 25 | | |
| 資 産 合 計 | 330,223 | 純 資 産 合 計 | 295,461 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 330,223 |

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位: 百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|-------|--------|
| 営業収益 | | 25,221 |
| 営業費用 | | 12,572 |
| 営業利益 | | 12,648 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 391 | |
| 受取配当金 | 1,467 | |
| その他 | 29 | 1,888 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 11 | |
| その他 | 16 | 27 |
| 經常利益 | | 14,509 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 354 | |
| 投資有価証券売却益 | 14 | 368 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 50 | |
| 減損損失 | 173 | 223 |
| 税引前当期純利益 | | 14,654 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 26 | |
| 法人税等調整額 | 19 | 45 |
| 当期純利益 | | 14,608 |

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社日清製粉グループ本社
取締役社長 見 目 信 樹 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 将 之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 根 本 知 香 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社日清製粉グループ本社
取締役社長 見 目 信 樹 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 将 之 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 根 本 知 香 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第173期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第173期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を含めた監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

株式会社日清製粉グループ本社 監査役会

監 査 役(常勤) 正 木 康 彦 ㊟

監 査 役(常勤) 吉 馴 和 哉 ㊟

監 査 役 河 和 哲 雄 ㊟

監 査 役 伊 東 敏 ㊟

監 査 役 永 井 素 夫 ㊟

(注) 監査役河和哲雄、監査役伊東 敏及び監査役永井素夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------------------|----------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 35,361 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 5,240 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 11,470 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | △ 246 |
| 現金及び現金同等物の増減額 | 18,404 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 72,960 |
| 連結子会社の決算期変更に伴う 現金及び現金同等物の増減額 | △ 527 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 90,837 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

議案及び参考事項

■ 第1号議案 剰余金の配当の件

会社の剰余金の配当に関しましては、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向40%以上を基準として配当を継続的に行うことで、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。

当期の期末剰余金の配当につきましては下記のとおりとさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金を含めた当期の年間配当金は1株につき26円(前期に比べ2円の増配)となります。

なお、本議案をご承認いただきますと、株式分割において1株当たりの配当金の調整は行わずに実質増配いたしました平成26年3月期以降、4期連続の増配となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき13円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は3,926,842,608円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日といたしたいと存じます。

■ 第2号議案 取締役15名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役14名全員が任期満了となります。

つきましては、経営体制の更なる強化を図るため、1名増員し、取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】 | 候補者の有する 当社の株式の数 |
|-------|---|--|--------------------|
| 1 | 再任 けん もく のぶ き 見目 信樹 (昭和36年2月13日生) | 昭和59年4月 当社入社 平成23年9月 日清製粉株式会社常務取締役 平成24年6月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役 日清製粉株式会社専務取締役 平成27年4月 日清製粉株式会社取締役社長 平成27年6月 当社常務取締役 平成29年4月 当社取締役社長(現在に至る) 日清製粉株式会社取締役会長(現在に至る) [日清製粉株式会社取締役会長] | 32,505株 |
| | 【取締役候補者とした理由】 見目信樹氏は、経営者としての豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者となりました。 | | |
| 2 | 再任 なか がわ まさ お 中川 雅夫 (昭和28年8月17日生) | 昭和52年4月 当社入社 平成15年6月 当社経理・財務本部経理グループ長 平成18年6月 当社経理・財務本部経理部長 平成20年6月 当社執行役員 日清フーズ株式会社専務取締役 平成24年6月 当社常務取締役経理・財務本部長 平成27年6月 当社専務取締役経理・財務本部長 平成29年4月 当社取締役副社長企画本部管掌 兼経理・財務本部管掌(現在に至る) | 37,631株 |
| | 【取締役候補者とした理由】 中川雅夫氏は、経理・財務をはじめとした経営全般に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者となりました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】 | 候補者の有する 当社の株式の数 |
|-------|---|---|--------------------|
| 3 | 再任 たきざわ みちのり 滝澤 道則 (昭和29年3月27日生) | 昭和51年4月 当社入社 平成13年7月 当社総務本部法務グループ長 平成17年6月 当社執行役員総務本部法務グループ長 平成18年6月 当社執行役員総務本部法務部長 平成21年6月 当社執行役員内部統制部長 平成23年7月 当社執行役員企画本部長 平成24年6月 当社取締役企画本部長 平成25年6月 当社常務取締役総務本部長 平成27年6月 当社専務取締役総務本部長 平成29年4月 当社取締役副社長総務本部長 平成29年6月 当社取締役副社長総務本部管掌(現在に至る) | 37,793株 |
| | 【取締役候補者とした理由】 滝澤道則氏は、法務・人事・総務をはじめとした経営全般に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。 | | |
| 4 | 再任 はらだ たかし 原田 隆 (昭和32年2月9日生) | 昭和54年4月 当社入社 平成20年6月 日清製粉株式会社鶴見工場長 平成21年6月 当社執行役員 日清製粉株式会社取締役鶴見工場長 平成22年6月 当社取締役 R&D・品質保証本部長 平成27年6月 当社常務取締役 R&D・品質保証本部長 平成28年1月 当社常務取締役 R&D・品質保証本部長 兼同本部研究推進部長(現在に至る) | 24,200株 |
| | 【取締役候補者とした理由】 原田隆氏は、研究開発・品質保証等に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】 | 候補者の有する 当社の株式の数 |
|-------|---|--|--------------------|
| 5 | 再任 もうり 毛利 晃 (昭和31年12月16日生) | 昭和54年4月 当社入社 平成22年6月 当社経理・財務本部財務部長 平成24年6月 当社執行役員経理・財務本部財務部長 平成25年6月 当社取締役企画本部長 平成27年6月 当社常務取締役企画本部長 平成29年4月 当社常務取締役経理・財務本部長 (現在に至る) | 15,730株 |
| | 【取締役候補者とした理由】 毛利晃氏は、経理・財務や経営企画等に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者となりました。 | | |
| 6 | 再任 おだか 小高 聡 (昭和33年11月18日生) | 昭和58年4月 当社入社 平成19年6月 当社技術本部技術部長 平成24年4月 日清製粉株式会社取締役生産本部長 平成24年6月 当社執行役員 平成27年6月 当社取締役技術本部長(現在に至る) | 14,641株 |
| | 【取締役候補者とした理由】 小高聡氏は、生産管理・技術開発等に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者となりました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】 | 候補者の有する 当社の株式の数 |
|---|---|--|--------------------|
| 7 | <p>再任</p> <p>なか がわ ま さ し 中川 真佐志 (昭和30年2月19日生)</p> | <p>昭和53年4月 オリエンタル酵母工業株式会社入社</p> <p>平成15年6月 オリエンタル酵母工業株式会社取締役 バイオ事業部ライフサイエンス部長</p> <p>平成17年6月 オリエンタル酵母工業株式会社取締役 バイオ事業本部長</p> <p>平成19年6月 オリエンタル酵母工業株式会社常務取締役 食品事業本部長</p> <p>平成21年6月 オリエンタル酵母工業株式会社常務取締役 事業本部管掌</p> <p>平成23年6月 オリエンタル酵母工業株式会社取締役社長 (現在に至る)</p> <p>平成24年6月 当社取締役(現在に至る) 【オリエンタル酵母工業株式会社取締役社長(代表取締役)】</p> | 35,090株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>中川真佐志氏は、酵母・バイオ事業の経営者としての豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。</p> | | | |
| 8 | <p>再任</p> <p>やま だ たか お 山田 貴夫 (昭和35年9月27日生)</p> | <p>昭和58年4月 当社入社</p> <p>平成23年6月 日清製粉株式会社取締役東京営業部長</p> <p>平成24年6月 当社執行役員</p> <p>平成25年6月 当社取締役(現在に至る) 日清製粉株式会社常務取締役営業本部長</p> <p>平成27年4月 日清製粉株式会社専務取締役営業本部長</p> <p>平成29年4月 日清製粉株式会社取締役社長(現在に至る) 【日清製粉株式会社取締役社長(代表取締役)】</p> | 15,246株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>山田貴夫氏は、製粉事業における営業に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】 | 候補者の有する 当社の株式の数 |
|--|---|--|--------------------|
| 9 | <p>再任</p> <p>さとう きよし 佐藤 潔 (昭和31年8月19日生)</p> | <p>昭和54年4月 当社入社</p> <p>平成20年6月 日清ファルマ株式会社取締役事業開発部長</p> <p>平成22年2月 日清ファルマ株式会社取締役研究開発本部長 兼事業開発部長</p> <p>平成26年6月 当社取締役(現在に至る) 日清ファルマ株式会社取締役社長(現在に至る)</p> <p>【日清ファルマ株式会社取締役社長(代表取締役)】</p> | 25,410株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>佐藤潔氏は、健康食品事業や医薬品原薬事業の経営者としての豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者となりました。</p> | | | |
| 10 | <p>再任 社外取締役 独立役員</p> <p>みむら あきお 三村 明夫 (昭和15年11月2日生)</p> | <p>昭和38年4月 富士製鐵株式会社入社</p> <p>平成5年6月 新日本製鐵株式会社取締役</p> <p>平成9年4月 同社常務取締役</p> <p>平成12年4月 同社代表取締役副社長</p> <p>平成15年4月 同社代表取締役社長</p> <p>平成18年6月 当社監査役</p> <p>平成20年4月 新日本製鐵株式会社代表取締役会長</p> <p>平成21年6月 当社取締役(現在に至る)</p> <p>平成24年10月 新日鐵住金株式会社取締役相談役</p> <p>平成25年6月 同社相談役</p> <p>平成25年11月 同社相談役名誉会長(現在に至る)</p> <p>【新日鐵住金株式会社相談役名誉会長】</p> <p>【日本商工会議所会頭】</p> <p>【東京商工会議所会頭】</p> <p>【株式会社日本政策投資銀行社外取締役】</p> <p>【株式会社産業革新機構社外取締役】</p> <p>【東京海上ホールディングス株式会社社外取締役】</p> <p>【日本郵政株式会社社外取締役】</p> | 26,620株 |
| <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>三村明夫氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、社外取締役候補者となりました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】 | 候補者の有する 当社の株式の数 |
|--|--|---|--------------------|
| 11 | 再任 社外取締役 独立役員 ふし や かず ひこ 伏屋 和彦 (昭和19年1月26日生) | 昭和42年4月 大蔵省入省 平成8年7月 同省理財局長 平成10年6月 同省金融企画局長 平成11年7月 国税庁長官 平成13年7月 国民生活金融公庫副総裁 平成14年7月 内閣官房副長官補 平成18年1月 会計検査院検査官 平成20年2月 会計検査院長 平成21年1月 定年退官 平成21年6月 当社監査役 平成27年6月 当社取締役(現在に至る) [一般社団法人日本内部監査協会会長] | 0株 |
| 【社外取締役候補者とした理由】 伏屋和彦氏は、大蔵省(現財務省)等において要職を歴任し、豊富な経験と高度な専門的知識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 | | | |
| 12 | 新任 こ いけ まさ し 小池 政志 (昭和32年8月6日生) | 昭和55年4月 当社入社 平成21年6月 当社総務本部法務部長 平成25年6月 当社執行役員総務本部法務部長 平成25年7月 当社執行役員企画本部副本部長 平成29年4月 当社執行役員企画本部長(現在に至る) | 7,865株 |
| 【取締役候補者とした理由】 小池政志氏は、経営企画・海外事業や法務等に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】 | 候補者の有する 当社の株式の数 |
|-------|---|---|--------------------|
| 13 | <p>新任</p> <p>ますじま なおと 増島 直人 (昭和35年9月11日生)</p> | <p>昭和58年4月 当社入社</p> <p>平成21年6月 当社企画本部IR室長</p> <p>平成24年12月 当社企画本部GS(海外事業開発)付参与</p> <p>平成25年7月 当社企画本部GS(国際)付参与</p> <p>平成26年6月 当社執行役員企画本部GS(国際) 兼同本部中国室長</p> <p>平成27年6月 日清製粉株式会社取締役経営企画部長 兼海外事業本部長</p> <p>平成28年6月 日清製粉株式会社常務取締役経営企画部長 兼海外事業本部長</p> <p>平成29年6月 当社執行役員総務本部長(現在に至る)</p> | 12,881株 |
| | <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>増島直人氏は、IRや経営企画・海外事業等に関する幅広い経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。</p> | | |
| 14 | <p>新任</p> <p>こいけ ゆうじ 小池 祐司 (昭和35年1月16日生)</p> | <p>昭和58年4月 当社入社</p> <p>平成23年9月 日清フーズ株式会社営業本部家庭用営業部長</p> <p>平成24年6月 日清フーズ株式会社関西営業部長</p> <p>平成26年4月 日清フーズ株式会社営業統括付参与</p> <p>平成26年6月 当社執行役員(現在に至る) 日清ペットフード株式会社取締役社長 (現在に至る)</p> | 9,031株 |
| | <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>小池祐司氏は、事業経営者としての豊富な経験・実績及び加工食品事業の営業に関する豊富な知見を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。</p> | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】 | 候補者の有する 当社の株式の数 |
|---|--|---|--------------------|
| 15 | <p>新任</p> <p>たきはら けんじ 瀧原 賢二 (昭和41年2月3日生)</p> | <p>昭和63年4月 当社入社</p> <p>平成21年6月 日清製粉株式会社業務本部 業務グループリーダー</p> <p>平成21年11月 日清製粉株式会社業務本部 業務グループリーダー 兼同本部国際グループリーダー</p> <p>平成22年6月 日清製粉株式会社業務本部 業務グループリーダー</p> <p>平成25年6月 日清製粉株式会社取締役業務本部長 (現在に至る)</p> <p>平成28年6月 当社執行役員(現在に至る) [日清製粉株式会社取締役] [日本ロジテム株式会社社外取締役]</p> | 24,860株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 瀧原賢二氏は、製粉事業に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。</p> | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小池祐司氏は、平成29年6月開催の日清ペトフード株式会社の定時株主総会終結の時をもって同社取締役社長(代表取締役)を退任する予定であります。また、同氏は平成29年6月28日付で日清フーズ株式会社の取締役社長(代表取締役)に就任する予定であります。
3. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 三村明夫、伏屋和彦の両氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」(インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nisshin.com/ir/vision/governance/independence.pdf>))に掲載しております。)を満たしておりますので、両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (2) 三村明夫氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約8年であります。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約11年であります。
- (3) 伏屋和彦氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約2年であります。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約8年であります。
- (4) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、三村明夫、伏屋和彦の両氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。

■ 第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役 正木康彦氏は任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴・当社における地位 【重要な兼職の状況】 | 候補者の有する 当社の株式の数 |
|---|---|--------------------|
| 新任 くまざわ ゆきひろ 熊澤 幸宏 (昭和30年7月24日生) | 昭和54年4月 当社入社 平成23年6月 当社内部統制部部长補佐 平成26年6月 当社内部統制部部长(現在に至る) | 2,000株 |
| 【監査役候補者とした理由】 熊澤幸宏氏は、内部統制や監査に関する豊富な経験・実績を有しており、取締役の職務執行に対し、客観的な立場において適切な判断を行う監査役として適任であると判断したため、監査役候補者いたしました。 | | |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、熊澤幸宏氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

■ 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の継続監査年数を考慮に入れた上で、当社の会計監査人の選定基準及び評価基準に従って、独立性、品質管理体制及びグローバルな監査体制等を総合的に検討した結果、新たな視点での監査も期待できると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(平成29年3月31日現在)

| | | |
|------------|--|--|
| 名 称 | 有限責任監査法人トーマツ | |
| 主たる事務所の所在地 | 東京都港区港南二丁目15番3号 品川インターシティ | |
| 沿 革 | 昭和43年 5 月 等松・青木監査法人設立 昭和50年 5 月 トウシュ ロス インターナショナル(現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド)へ加盟 平成 2 年 2 月 監査法人トーマツに名称変更 平成21年 7 月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツ に変更 | |
| 概 要 | 資本金 933百万円 構成人員 社員(公認会計士) 530名 特定社員 49名 職員 公認会計士 2,770名 公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む) 1,235名 その他専門職 1,566名 事務職 546名 合計 6,696名 監査関与会社(平成28年9月30日現在) 3,427社 | |

■ 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月28日開催の第162回定時株主総会において年額3億50百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び経営体制の更なる強化等諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額4億円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)と改定いたしたいと存じます。

なお、従来どおり取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与を含まないものとするを併せてご決議いただきたいと存じます。

現在の取締役は14名(うち社外取締役は2名)ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は15名(うち社外取締役は2名)となります。

■ 第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「ストックオプション報酬」で構成されておりますが、新たに、当社の取締役を対象とした株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することにつきご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益の共有を図ることによりさらに株主重視の経営意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。なお、ストックオプション報酬としての新株予約権につきましては、本制度の導入に伴って、新規の発行を行わないことを予定しております。

本議案は、第5号議案「取締役の報酬額改定の件」においてご承認をお願いしております、取締役の報酬額(年額4億円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない。)とは別枠で、当社の取締役に対して株式報酬等を支給することのご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる当社の取締役の員数は、第2号議案「取締役15名選任の件」が原案どおり承認可決されますと15名(うち社外取締役は2名)となります。

本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役の役位等に応じて設定された株式報酬基準額について、一定の算定方法(下記(3)のとおり)で算定された数の当社株式(株式交付部分)と納税対応の観点からの金銭(金銭給付部分)を毎年交付及び給付する株式報酬制度です(下記(2)以下のとおり)。当社株式は、当社が拠出する取締役の報酬額に相当する額の金員を原資に本信託(下記(2)に定める。)が取得し、本信託から取締役に交付されます。

| | |
|---|---|
| ①本議案の対象となる当社株式の交付対象者 | ・ 当社の取締役 |
| ②本議案で交付の対象となる当社株式数の規模等 | |
| 本制度に基づき当社が本信託に拠出する金額及び金銭給付部分の額の合計額の上限(当社の取締役分。下記(3)のとおり。) | ・ 連続する3年度ごとに、合計300百万円(1年度当たり100百万円相当) |
| 当社の取締役に對して交付する当社株式の数の上限及び本信託による当社株式の取得方法(下記(3)のとおり。) | ・ 連続する3年度ごとに、合計35万株を上限とする(当該上限株式数の発行済株式の総数(平成29年3月31日時点の自己株式控除後)に対する割合は約0.12%) ・ 本信託は、当社株式を株式市場又は当社(自己株式処分若しくは新株式発行)から取得 |

③当社の取締役に対する当社株式の交付時期及び譲渡制限等(下記(4)のとおり。)

・本制度を通じて毎年交付した当社株式について、交付時から3年間の譲渡制限期間(譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間)を設ける

(2) 本信託の設定

当社は、連続する3年度(当初は本定時株主総会終結時から平成32年6月開催予定の定時株主総会終結時までの3年度とし、後述の本制度の継続が行われた場合には、以降の各3年度とする。以下「対象期間」という。)ごとに、本定時株主総会で承認を受けた範囲内で、本制度の運用に必要な金員を拠出し、一定の要件を充足する取締役を受益者とする信託期間約3年間の信託(以下「本信託」という。)を設定(後述の信託期間の延長を含む。以下同じ。)します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として、株式交付部分(下記(3)のとおり。)に対応する当社株式を株式市場又は当社(自己株式処分若しくは新株式発行)から取得します。対象期間中、取締役への株式交付ポイント(下記(3)のとおり。)の付与が行われた上で、当社株式が交付されます。

なお、信託期間の満了後、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を3年間延長して本制度を継続することがあります。また、本制度を継続する場合に本信託と実質的に同一目的の信託において残存株式等を活用する場合があります。これらの場合、本制度が継続された年の当社定時株主総会終結時以降の3年度を新たな対象期間とします。当該対象期間ごとに、当社は、本定時株主総会で承認を受けた範囲内で、本制度の運用に必要な金員の拠出を行い、取締役への株式交付ポイントの付与及び当社株式の交付等を継続します。

(3) 当社の取締役に対して交付する株式数等の算定方法及び上限等

当社の各取締役について、その役位等に応じて株式報酬基準額(※1)が設定されます。その上で、当該株式報酬基準額について、①株式交付部分と②金銭給付部分が設定されます。

(※1) 株式報酬基準額は、職務の内容や責任のほか、中長期インセンティブプランとして適切に機能するよ
う他の金銭報酬とのバランス等を考慮して決定されます。

- ① 株式交付部分については、対象期間中の各年度の特定日に在任している取締役に対して、以下の算式で算定された数の株式交付ポイントが付与されます。その上で、受益者要件を充足した取締役は、同年度内の特定日に、1ポイント当たり1株の当社株式の交付を受けます(※2)。

$$\text{株式交付ポイント数(※3)} = \frac{\text{株式報酬基準額} \times \text{株式交付比率(※4)}}{\text{当該年度に係る交付株式の平均取得単価}}$$

(※2) 下記※5参照。

(※3) 当社の単元株式数に相当するポイント数に満たない部分は切り捨てとします。

(※4) 株式交付比率は、70%以上100%以下の比率とします。

なお、本制度に基づいて当社の取締役に株式交付部分として交付される当社株式の総数は、対象期間(3年度)ごとに、35万株を上限とします(※5・※6・※7)(当該上限株式数の平成29年3月31日時点の当社発行済株式の総数(自己株式控除後)に対する割合は、約0.12%となります。)

(※5) 対象期間中に当社株式の株式分割、株式無償割当て、株式併合等が行われた場合、合理的な方法によって、株式交付ポイント数及び上限株式数の調整を行います。

(※6) この上限株式数は、本制度により当社の社外取締役に交付される当社株式の数を含んだ上限とします。当社の社外取締役1人あたりに交付される株式数の上限は、1人当たりの株式報酬基準額(下記※9参照)に株式交付比率を乗じた額を当該年度に係る交付株式の平均取得単価で除した数とします。

(※7) 算定される交付株式数が上限株式数を超えた場合、当該超過株式数は取締役に交付されるものではないことから、当該超過株式数に相当する額の金銭も下記②の金銭給付部分の対象とはならないものとします。

- ② 金銭給付部分は、以下の算式により算定されるものとします。

$$\text{金銭給付額} = \text{株式報酬基準額} - (\text{交付株式数} \times \text{当該年度に係る交付株式の平均取得単価})$$

- ③ 本制度に基づいて当社が本信託に拠出する額(※8)及び金銭給付部分の額との合計額は、対象期間(3年度)ごとに、当社の取締役分について合計300百万円(1年度当たり合計100百万円相当)を上限(※9)とします。

(※8) 信託拠出額には、株式取得資金のほか信託報酬及び信託費用が合算されています。

(※9) このうち社外取締役分については、対象期間ごとに、社外取締役1人当たり3百万円(1年度当たり1人1百万円)を株式報酬基準額の上限とします。

(4) 譲渡制限期間

本制度を通じて取締役に毎年交付される当社株式について、交付時から3年間、株式交付規程に基づき譲渡制限期間(譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間)を設けることとします(※10)。

(※10) 譲渡制限期間中に一定の非違行為等があった場合、当該取締役に對して、当該譲渡制限の対象となる交付株式の没収に相当する金銭賠償を求めることができるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権の取扱い

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、対象期間の延長並びに信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

本議案においてご承認をお願いする、当社の取締役に対する株式報酬等の支給のほか、当社の執行役員(本定時株主総会日における人数は10名の予定)及び日清製粉株式会社、日清フーズ株式会社等の当社の主要な子会社の取締役(本定時株主総会日における人数は34名の予定)に対しても、株式報酬等を支給することを予定しております。株式報酬等の支給対象者全体について、対象期間(3年度)ごとに、本信託に拠出される額及び金銭給付部分の額の合計額の上限は840百万円、交付される株式数の上限は80万株(当該上限株式数の平成29年3月31日時点の当社発行済株式の総数(自己株式控除後)に対する割合は、約0.26%となります。)を予定しております。なお、当社の執行役員を兼務する当社の取締役又は子会社の取締役を兼務する当社の取締役がいる場合、それらの者に交付される当社株式数は、本議案においてご承認をお願いする上限株式数(上記のとおり対象期間(3年度)ごとに35万株)の範囲内に限られるものとします。

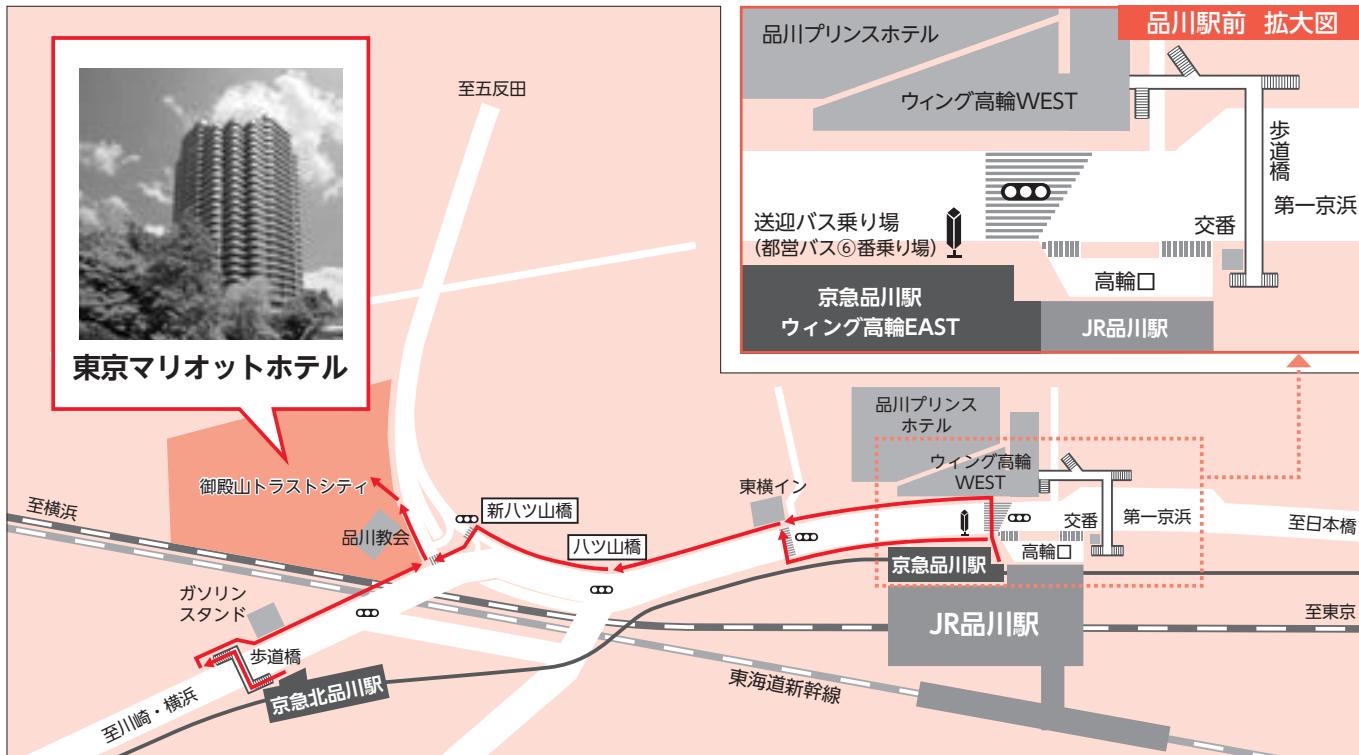
本制度を含む株式報酬制度の詳細については、「当社取締役等に対する新たな株式報酬制度の導入について」(平成29年5月12日付プレスリリース)をご参照下さい。

以 上

<メモ欄>

Area with horizontal dotted lines for notes.

■ 会場 東京都品川区北品川4丁目7番36号 **東京マリオットホテル** 地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム



■ 交通のご案内

J R 各線・
京 急 線
品川駅
ご利用の場合

- ・徒 歩……………高輪口より約15分
高輪口を出て横断歩道を渡り、左へお進み下さい。新ハツ山橋交差点の横断歩道を渡り、右へお進み下さい。
- ・バ ス……………高輪口(都営バス⑥番乗り場)より約5分(無料臨時送迎バス)
※バスは、午前8時30分から午前9時50分頃までの間、約5分から10分間隔で運行されています。
※バスの乗車場所と降車場所は異なりますので、ご注意ください。

京 急 線
北品川駅
ご利用の場合

- ・徒 歩……………約5分
改札口を出てすぐの歩道橋を渡り、品川駅方面へお進み下さい。新ハツ山橋交差点の横断歩道手前を左へお進み下さい。

<お願い> 駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。